

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞

(2025 年 10 月 1 日現在)

商 品 名	・懸賞品付定期貯金「Slow 風土 2025」
取扱期間	・2025 年 10 月 1 日（水）～2025 年 12 月 30 日（火）
募集総額	・300 億円 ※懸賞品付定期貯金「Slow 風土デジタル 2025」との合算となります。 ※募集総額に達した場合、取扱期間中であっても募集を締め切らせていただく場合があります。
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・定型方式 1 年、2 年 ・期日指定方式 1 年超 2 年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 定期貯金証書でのお取扱いはできません。 ・20 万円以上 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間 2 年未満のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第 4 位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を 1 円として 1 年を 365 日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手 数 料	－
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・預入期間 2 年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になります。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 （1）1 年もの、2 年ものの定型方式および 1 年超 2 年未満の満期日指定方式 ① 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率×50% ③ 預入期間が 1 年以上 2 年未満の場合 約定利率×70%

	・中途解約の場合、中途解約利息以上に、既に中間払利息が支払われていることがあります。その場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を定期貯金元金から清算します。
貯金保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当ＪＡの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当ＪＡ本支店（所）にお申し出ください。当ＪＡでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、ＪＡバンク相談所（電話番号：０３－６８３７－１３５９）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当ＪＡ担当部署またはＪＡバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 （電話：０３－３５８１－００３１） 第一東京弁護士会（電話：０３－３５９５－８５８８） 第二東京弁護士会（電話：０３－３５８１－２２４９） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記ＪＡバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本貯金商品は以下の取扱要領により実施します。 （１）「信州の贈り物」抽選 ①抽選について お預け入れいただいた金額（複数回お取組みいただいた場合は「Slow 風土 2025」のお預け入れ合算額）20 万円ごとに 1 口として抽選を行います。 なお、20 口（お預け入れ金額 400 万円）に 1 口必ず当選します。 ②当選連絡 ・当選者は 2026 年 1 月中に決定し、当選通知の送付にてご連絡します。 ・当選通知のお届け先住所は、貯金契約でお届けいただいたご住所（2025 年 12 月末時点）となります。お届け先の氏名は貯金契約者本人とし、変更はできません。 ③当選賞品の申込方法 ・当選通知に記載の二次元バーコードから WEB 申込フォームに遷移し、当選賞品をご選択ください。または、当選通知に申込情報を記入し、お近くのＪＡ窓口へご提出ください。 ・申込期限以降は、賞品の変換はできませんのでご了承ください。 ④中途解約 やむを得ず満期日前に解約する場合、抽選権および当選権は失効します。

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜複利型＞

(2025 年 10 月 1 日現在)

商品名	・懸賞品付定期貯金「Slow 風土 2025」
取扱期間	・2025 年 10 月 1 日（水）～2025 年 12 月 30 日（火）
募集総額	・300 億円 ※懸賞品付定期貯金「Slow 風土デジタル 2025」との合算となります。 ※募集総額に達した場合、取扱期間中であっても募集を締め切らせていただく場合があります。
ご利用いただける方	・個人のみ
期 間	・定型方式 3 年、4 年、5 年 ・期日指定方式 3 年超 5 年未満 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 （１） 預入方法 （２） 預入金額 （３） 預入単位	・一括預入 定期貯金証書でのお取扱いはできません。 ・20 万円以上 ・1 円単位
払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。 ・一部支払いの取扱いができます。預入日の 1 か月後の応当日以後に、1 万円以上 1 円単位で、当 J A 所定の中途解約利率により一部支払いが可能です。
利 息 （１） 適用金利 （２） 利払頻度 （３） 計算方法 （４） 税 金 （５） 金利情報の入手方法	・預入時の約定利率を満期日まで適用します。なお、約定利率を金額階層別に設けている場合で、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる時は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 6 か月ごとに複利計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ・金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
手数料	－
付加できる特約事項	・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れることができます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年 0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えて J A バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により 6 か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 （１） 3 年ものの定型方式および 3 年超 4 年未満の満期日指定方式 ① 預入期間が 6 か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が 6 か月以上 1 年未満の場合 約定利率 × 40% ③ 預入期間が 1 年以上 1 年 6 か月未満の場合 約定利率 × 50% ④ 預入期間が 1 年 6 か月以上 2 年未満の場合 約定利率 × 60%

	⑤ 預入期間が2年以上2年6か月未満の場合 約定利率×70% ⑥ 預入期間が2年6か月以上4年未満の場合 約定利率×90% (2) 4年ものの定型方式および4年超5年未満の満期日指定方式 ① 預入期間が6か月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6ヶ月以上1年未満の場合 約定利率×10% ③ 預入期間が1年以上2年未満の場合 約定利率×20% ④ 預入期間が2年以上3年未満の場合 約定利率×40% ⑤ 預入期間が3年以上5年未満の場合 約定利率×80% (3) 5年ものの定型方式 ① 預入期間が6ヶ月未満の場合 解約日における普通貯金利率 ② 預入期間が6か月以上1年6か月未満の場合 約定利率×10% ③ 預入期間が1年6か月以上2年6か月未満の場合 約定利率×20% ④ 預入期間が2年6か月以上3年未満の場合 約定利率×30% ⑤ 預入期間が3年以上4年未満の場合 約定利率×40% ⑥ 預入期間が4年以上5年未満の場合 約定利率×60%
貯金保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店(所)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話番号:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A担当部署またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 なお、直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会 (電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会 (電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会 (電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
その他参考となる 事項	・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・本貯金商品は以下の取扱要領により実施します。 (1)「信州の贈り物」抽選

	①抽選について お預け入れいただいた金額（複数回お取り組みいただいた場合は「Slow 風土 2025」のお預け入れ合算額）20 万円ごとに 1 口として抽選を行います。 なお、20 口（お預け入れ金額 400 万円）に 1 口必ず当選します。 ②当選連絡 ・当選者は 2026 年 1 月中に決定し、当選通知の送付にてご連絡します。 ・当選通知のお届け先住所は、貯金契約でお届けいただいたご住所（2025 年 12 月末時点）となります。お届け先の氏名は貯金契約者本人とし、変更はできません。 ③当選賞品の申込方法 ・当選通知に記載の二次元バーコードから WE B 申込フォームに遷移し、当選賞品をご選択ください。または、当選通知に申込情報を記入し、お近くの J A 窓口へご提出ください。 ・申込期限以降は、賞品の変更はできませんのでご了承ください。 ④中途解約 やむを得ず満期日前に解約する場合、抽選権および当選権は失効します。
--	--